(l)「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。
(m)「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。
(n)「ＩＣＳＩＤ」とは、ＩＣＳＩＤ条約によって設立された投資紛争解決国際センターをいう。
(o)「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。
(p)「ＩＣＳＩＤ追加的制度規則」とは、ＩＣＳＩＤの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。
(q)「国民」とは、締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人をいう。
(r)「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。
(s)「事務局長」とは、ＩＣＳＩＤの事務局長をいう。
(t)「仲裁裁判所」とは、第二十八条の規定により設置される仲裁のための裁判所又は第三十七条の規定により設置される仲裁のための一の裁判所をいう。
(u)「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。
(v)「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

## 第二章　投資

### 第二条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

### 第三条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　1に規定する待遇には、一方の締約国と第三国との間の国際協定の投資紛争の解決に関する規定（次章及び第四章に規定する制度に類するもの）により第三国の投資家及びその投資財産に対して与えられる待遇を含まないことが了解される。

2　一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

### 第四条　待遇に関する最低限度の基準

1　一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2　締約国による規制の変更は、当該変更の事実のみをもって1の規定の違反を構成するものではない。

注釈1　1及び2の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈2　この協定の他の規定又は他の国際協定の違反があった旨の決定は、1及び2の規定の違反があったことを証明するものではない。

注釈3　「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従い、裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利を保証し、並びに刑事上、民事上又は行政上の手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。

3　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関し自国の中央政府又はその機関と他方の締約国の投資家との間でなされた書面による合意から生ずる義務を負うこととなった場合において、当該投資家が当該投資財産の設立、取得又は拡張の際に自国による当該義務の履行を求めることが可能であったときは、当該義務を遵守する。

### 第五条　特定措置の履行要求

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の要求を課し、又は強制してはならない。
(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
(c)　自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。
(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
(f)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。
(i)　要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合
(ii)　要求が、貿易関連知的所有権協定に反しない方法で行われる知的財産権の移転若しくは使用又は財産的価値を有する情報の開示に関するものである場合
(g)　自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
(h)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の要求に従うことを求めることができない。
(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
(b)　自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。
(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。